

# 各種免許手続き案内

お問い合わせは、広島県警察本部まで ☎ (代表) 082(228)0110

令和4年5月13日現在

区分	更新	再交付	記載事項変更	国外運転免許証
手続きができる方	免許証の有効期間が満了する方 更新期間は、有効期間が満了する年の誕生日の前・後1か月の計2か月間です。	免許証をなくしたり、汚したり、又は破損等して再交付を希望する方	免許証の記載事項に変更があった方 (氏名・住所・本籍に変更があった方)	日本の免許証をもとに外国（ジュネーブ条約加盟国）で運転する免許証を必要とする方
曜日 受付時間	<p>【広島・東部運転免許センター】  <b>《曜日》</b> 日曜日から金曜日            (休日及び12月29日から)            [1月3日までの間を除く。]  <b>《受付時間》</b> 《講習時間》            ① 8時30分から9時30分 10時から            ② 10時から11時 13時から            ③ 13時から14時30分 15時から            ④ 15時から16時            ※ ④は、高齢者講習終了者及び優良運転者講習の方のみ対象            ◎ 優良運転者講習は受付後順次開始します。  <b>【各警察署・各分庁舎】</b>            ※ 免許証の住所地を管轄する警察署のみ手続き可能です。（優良、高齢者講習の方を除く）。            ◎ 各警察署ごとに受付曜日、受付時間及び講習開始時間が異なります。詳しくは、各警察署にお問い合わせください。</p> <p>※※ 注意 ※※            ◎ 広島中央、広島東、広島西、広島南、安佐南、安佐北、佐伯、廿日市、尾道（因島分庁舎を除く。），福山西、福山東では手続きできません。</p>	<p>【広島・東部運転免許センター】  <b>《曜日》</b> 月曜日から金曜日            (休日及び12月29日から)            [1月3日までの間を除く。]  <b>《受付時間》</b>            ① 8時30分から11時30分            ② 13時から16時</p> <p><b>【各警察署・各分庁舎】</b>            ※ 免許証の住所地を管轄する警察署のみ手続き可能です。  <b>《曜日》</b> 月曜日から金曜日            (休日及び12月29日から)            [1月3日までの間を除く。]</p> <p><b>《受付時間》</b>            ① 8時30分から11時30分            ② 13時から16時</p> <p><b>※※ 注意 ※※</b>            ◎ 広島中央、広島東、広島西、広島南、安佐南、安佐北、佐伯、廿日市、尾道（因島分庁舎を除く。），福山西、福山東では手続きできません。</p>	<p>【広島・東部運転免許センター】  <b>《曜日》</b> 日曜日から金曜日            (休日及び12月29日から)            [1月3日までの間を除く。]  <b>《受付時間》</b>            8時30分から17時</p> <p><b>【各警察署・各分庁舎、千代田、東城、油木交番】</b>  <b>《曜日》</b> 月曜日から金曜日            (休日及び12月29日から)            [1月3日までの間を除く。]  <b>《受付時間》</b>            8時30分から17時</p> <p><b>※※ 注意 ※※</b>            ◎ 記載事項変更を理由に再交付を希望される場合の受付時間は、再交付の受付時間内となります。            ◎ 再交付を行っていない警察署については、記載事項変更を理由に再交付手続きをすることはできません。</p>	<p>【広島・東部運転免許センター】  <b>《曜日》</b> 月曜日から金曜日            (休日及び12月29日から)            [1月3日までの間を除く。]  <b>《受付時間》</b>            ① 8時30分から11時30分            ② 13時から16時</p> <p><b>※※ 注意 ※※</b>            ◎ 記載事項変更を理由に再交付を希望される場合の受付時間は、再交付の受付時間内となります。            ◎ 再交付を行っていない警察署については、記載事項変更を理由に再交付手続きをすることはできません。</p>
持参する物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在お持ちの運転免許証</li> <li>○ 更新連絡書（ハガキ）            ※ 更新連絡書は必須ではありません。</li> <li>○ 手数料</li> <li>○ 高齢者講習終了証明書            ※ 高齢者（70歳以上）のみ対象  <b>【警察署の場合は、次のものが必要です】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 免許証用写真1枚（この写真で免許証を作成します。）※ 詳細は「その他」を参照</li> <li>◎ 各運転免許センターで手続きされる方で、持参写真で免許証作成を希望される方は、免許証用写真1枚が必要です。            ※ 詳細は「その他」を参照</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再交付申請用写真 1枚            ※ 詳細は「その他」を参照</li> <li>○ 手数料 2, 250円</li> <li>○ 身分証明書</li> <li>○ 免許証の住所が広島県以外の方は、広島県内の住所を証明する物（住民票の写し[コピー不可]、本人宛の郵便物又は保険証等）</li> <li>○ 免許証（汚損又は記載事項変更を理由として再交付を希望される場合）</li> </ul> <p>注1 代理申請はできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在お持ちの免許証</li> <li>○ 住民票の写し(コピー不可)又は住所を確かめるに足りる書類等            ※本人宛の郵便物、保険証等</li> <li>★ 旧姓表記に必要な持参物については、「その他」を参照してください。</li> </ul> <p>注1 本籍・氏名の変更の場合、本籍の入った住民票の写し(コピー不可)の提出が必要です。            本籍のない住民票の写し、戸籍謄本では受理できません。</p> <p>注2 代理届出することもできます。（委任状は不要です。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在お持ちの免許証（記載事項に変更のこと。）</li> <li>○ 国外運転免許証用写真 1枚            ※ 詳細は「その他」を参照</li> <li>○ パスポート等</li> <li>○ 手数料 2, 350円</li> </ul> <p>注1 免許停止中の方、小型特殊免許、原付免許及び仮免許のみ取得の方を除きます。</p> <p>注2 免許証の有効期間が1年末満の方は、期間前更新が必要な場合があります。</p>

区分	更 新	再 交 付	記載事項変更	国外運転免許証									
交付日	<p>【広島・東部運転免許センター】  <input type="radio"/> 即日交付</p> <p>【各警察署】  <input type="radio"/> 後日交付</p>	<p>【広島・東部運転免許センター】  <input type="radio"/> 即日交付</p> <p>【各警察署】  <input type="radio"/> 後日交付</p>		<p>【広島・東部運転免許センター】  <input type="radio"/> 即日交付</p>									
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 更新に必要な手数料           <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新手数料 2, 500円</li> <li>・講習手数料 (講習時間)               <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>初回・違反</td> <td>1, 350円</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>800円</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>優良</td> <td>500円</td> <td>30分</td> </tr> </table> </li> </ul> </li> <li>○ 各運転免許センター及び各警察署には、ATMはありませんので、現金をお持ちください。</li> <li>○ 各運転免許センターにはスピード写真機(800円必要)を設置しています。</li> </ul>	初回・違反	1, 350円	2時間	一般	800円	1時間	優良	500円	30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優良運転者及び高齢者講習終了者の方は、住所地を管轄する警察署以外の警察署においても更新申請を受け付けます。受付日・受付時間は、各警察署で異なりますのでそれぞれの警察署にお問い合わせください。</li> <li>○ 記載事項変更又は写真の変更を理由に免許証の再交付を希望される場合は、再交付手数料として2, 250円が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旧氏(旧姓)の表記を希望される方は、旧氏(旧姓)が表記された住民票の写し又は、旧氏(旧姓)が表記された個人番号カードの提示が必要です。            ※ コピーは不可です。</li> <li>※ 旧姓の記載された住民票とは、住民票の旧氏欄に旧姓が記載された住民票のことです。旧姓の記載された個人番号カードとは、個人番号カードの追記欄に「旧氏：〇〇」「旧姓を使用した氏名：〇〇」(追記欄への記載方法は市町村により違いがあります)又は氏名に[]書きで旧姓が併記された個人番号カードのことです。</li> <li>○ 旧氏(旧姓)が表記された免許証を旧氏(旧姓)表記なしに記載事項変更する場合は、免許証の再交付手続きとなります。            ※ 再交付手数料2, 250円が必要となります。</li> </ul>	<p>○ 免許証用、国外運転免許用写真の規格等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帽子を使用していないもの</li> <li>・正面を向いているもの</li> <li>・背景が単色で、模様や風景になっていないもの</li> <li>・【免許証用写真】縦3.0cm×横2.4cm 頭頂部から鎖骨のやや下あたりまでが写っているもの</li> <li>・【国外運転免許用写真】縦4.5cm×横3.5cm 頭頂部から首元あたりまでが写っているもの</li> </ul> <p>《使用できない写真の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帽子やスカーフ、幅の広いヘアバンド等を使用して頭が覆われているもの            ※ けがや病気の影響などやむを得ない事情のある場合や、宗教上の理由のある場合には、着用した状態の写真を使用することができます。            詳しくは事前にお問い合わせください。</li> <li>・前髪が目を隠しているものや、髪が顔の輪郭を大きく隠しているもの</li> <li>・正面を向いているが、顔が写真的上下左右いずれかに片寄っているもの</li> <li>・正面を向いているが、視線が正面以外に向けられているもの</li> <li>・写真いっぱいに顔だけ写っているものや、または写っている顔が小さすぎるもの</li> <li>・背景が風景のものや、壁やカーテンなどで単色ではないもの</li> <li>・撮影用のバックパネルなどを使用しているが、模様のあるものや、黒や赤など極端な原色のもの</li> <li>・背景の色と衣服の色がほぼ同じで、見分けがつかないもの</li> <li>・胸より上が大きく開いた衣服で、写真では何も着ていないように見えるもの</li> </ul> <p>※ 不明な点があれば、各運転免許センター及び各警察署までお問い合わせください。</p>
初回・違反	1, 350円	2時間											
一般	800円	1時間											
優良	500円	30分											